



令和8年8月21日
不動産・建設経済局不動産市場整備課

「不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令」の公布等

～投資家がよりわかりやすく安心して投資できる市場の整備に向けて～

「一般投資家の参加拡大を踏まえた不動産特定共同事業のあり方についての中間整理」(令和7年8月)を踏まえ、不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項の追加等を行う「不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令」が本日、公布されました。また、これに伴い、「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」及び「不動産特定共同事業の電子取引業務ガイドライン」についても改正を行いました。

1. 改正概要

「不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令」

「一般投資家の参加拡大を踏まえた不動産特定共同事業のあり方についての中間整理」(令和7年8月)を踏まえ、主に以下の改正を行います。

- ①許可申請書等の提出部数の変更
- ②事業参加者の保護に支障を生じるおそれがある状況等の追加
- ③不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項の追加
- ④財産管理報告書の記載事項の充実
- ⑤電子取引業務を行う不動産特定事業者等のHP等への掲載事項の充実

「不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について」の改正【(1)②③④関係】

「不動産特定共同事業の電子取引業務ガイドライン」の改正【(1)⑤関係】

※いずれも詳細は別添をご参照ください。

2. スケジュール

公布・施行/発出・適用: 令和8年8月21日(金)

※一部規定について経過措置があります。詳細は別添をご参照ください。

<問い合わせ先>

不動産・建設経済局 不動産市場整備課

電話 03-5253-8111(代表)、直通 03-5253-8289、FAX 03-5253-1579

河村、神原、細谷、石津(内線 25154)